

飯塚市入札参加者心得

(総則)

第1条 本市の競争入札（以下「入札」という。）を行う場合の取扱いについては、地方自治法、地方自治法施行令、飯塚市契約規則その他の関係規程及び指示事項に定めるもののほか、この心得の定めるところによる。

(入札に参加できる者)

第2条 一般競争入札又は指名競争入札に参加できる者は、一般競争入札においては競争入札に参加できる者として市長の確認を受けた者とし、指名競争入札においては市長から当該入札につき、指名通知を受けた者とする。

(入札の辞退)

第3条 入札者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。ただし、郵便による入札の場合は、入札執行前までの間に限るものとする。

2 前項の規定により、入札者が入札を辞退しようとするときは、その旨を次の方法により申し出なければならない。

(1) 入札執行前には、入札辞退届を提出するものとする。

(2) 入札執行中には、その旨を明記した入札書を提出するものとする。

3 前項の規定により入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。

(公正な入札の確保)

第4条 入札者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等の規定に抵触する行為を行ってはならない。

2 入札者は、入札にあたっては、競争を制限する目的で他の入札者と入札価格または入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。

3 入札者は、落札者の決定前に、他の入札者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

(入札の規律)

第5条 入札者でなければ、入札執行の場所に立ち入ることができない。

2 入札者は、入札執行について係員の指示に従わなければならない。

3 入札執行中は、私語等をしてはならない。

4 入札に際し、不正又は妨害の行為があると認められる者及び係員の指示に従わない者があるときは、その者の入札を拒絶し、入札室から退場させることができる。

(入札の停止、中止及び取消し)

第6条 入札執行者は緊急やむを得ない理由により、入札を行うことができないと認めるときは、入札を停止し、中止し、又は取消することができる。

(筆記用具の使用)

第7条 入札書、委任状及び工事費内訳書を記載する場合は、鉛筆等の容易に消去可能な筆記用具を使用してはならない。

(入札金額の記載方法)

第8条 契約の際には、入札書に記載された金額に当該金額の消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額をもって契約金額とするので、入札者は、次の各号に掲げる方法で金額を記載するものとする。

(1) 消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望金額の消費税及び地方消費税に相当する金額を控除した金額を入札書に記載すること。なお、入札金額については、千円未満の端数がでないように留意すること。

(2) 入札書の金額欄には、アラビア数字を用い、頭数字の前に¥のマークを記載すること。

(3) 入札書の記載事項を訂正するときは、誤字に二重線を引き押印し、上部に正書すること。ただし、金額の訂正は認められない。

(異議の申し立て)

第9条 入札者は、入札後は、この心得、その他入札条件の不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることができない。

附 則

この心得は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この心得は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この心得は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この心得は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この心得は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この心得は、令和5年4月1日から施行する。